

令和6年度とっとり被害者支援センター事業計画

項 目	内 容	備 考
事業活動	<p>鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの設置（令和6年4月1日）に伴い、同所に移転するとともに、鳥取県、県警察、関係機関団体等と緊密な連携及び協力体制を強化しつつ、被害者・遺族等に寄り添った支援を実現するため、諸活動を推進する。</p> <p>【電話・面接相談】</p> <p>○ 電話相談 事件・事故の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの電話相談を行う。<small>おはなし</small> ※ 専用電話 0120-43-0874 ・ 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。） ・ 鳥取県から委託を受けた被害者総合相談の受理（対応）を行う。 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝祭日、年末年始を除く。）</p> <p>○ 面接相談 上記の鳥取県から新たに委託を受けた相談を含め、面接相談を希望し又は電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等に対して、支援センター又は西部相談所等において面接相談を行う。 ・ 支援センター（県庁第2庁舎） 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。） ・ 西部相談所（米子コンベンションセンター） 毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の4回 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。）</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
	○ カウンセリング及び医療的措置の支援 カウンセリング及び医療的措置が必要とされる被害者等のために、専門家（精神科等の医師、臨床心理士等）の紹介を行う。	必要に応じて
	○ 法的救済支援 法的救済が必要であり、法律専門家による相談が必要と認められる被害者等に対して、協力弁護士や法テラスの紹介を行う。	必要に応じて
	○ 犯罪被害者等給付金の申請補助 遺族給付金及び重傷病給付金、障害給付金申請の補助及びこれに付随する活動を行う。	必要に応じて
	○ 役務の提供等 被害者等の要望に応じて病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添いなどの直接的支援を行う。	必要に応じて

	<p>【支援活動員（被害者支援ボランティア）の養成、研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者支援ボランティアを募集し、被害者等に対して適切な支援活動ができるよう必要な知識、技術を習得するための養成講座を行う。（全5回） ○ 活動中の支援活動員に対し、計画的に継続研修を行う。 ○ 「全国被害者支援ネットワーク」が主催する研修会、フォーラム等に支援活動員も含めて積極的に参加しスキルアップを図るとともに、全国の被害者支援団体との連携を図る。 ○ 継続研修受講者のスキルアップを図るため、県内外の研修へ積極的に参加する。 	<p>5月～7月</p> <p>2か月に1回程度 全国：10月上旬 中四国：年2回</p> <p>随時</p>
	<p>【関係機関・団体等との連携による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者支援関係機関との情報交換を行い、一層の連携強化を図る。 ○ 県民に最も身近な市町村による被害者支援を全ての県民に対して切れ目なく行うことができるようにするため、全ての市町村における条例制定に向け、県・県警察と連携した活動を行う。 ○ 被害者等の様々なニーズに的確に対応するため、人権、医療、福祉、法律等の専門機関等と緊密な連携を図る。 	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政支援基盤強化の活動推進 <ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員の募集 ・寄付型自動販売機・寄付型商品・募金箱の拡充 ・ホンデリング ・幸せの黄色いレシートキャンペーン（イオン鳥取北店） ・つかいみちを選べる募金助成事業 ○ 支援車両の効果的な活用 	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>毎月11日 1月～3月</p> <p>随時</p>